

伊 勢 市 公 報

第 272 号
平成 29 年 3 月 6 日
月 曜 日

目 次

	頁
上下水道事業管理規程	
○ 伊勢市指定給水装置工事事業者規程の一部を改正する規程	2
告 示	
○ 市議会定例会の招集について	4
○ 指定特定相談支援事業の廃止について	5
教育委員会告示	
○ 教育委員会会議の招集について	6
選挙管理委員会告示	
○ 宮川右岸御菌土地改良区総代選挙関係 ・ 当選人告知及び当選証書の付与について	7
公 告	
○ パブリックコメントの結果公表について	9
○ 伊勢市交通バリアフリー基本構想の公表について	10
○ パブリックコメントの結果公表について	11
○ 伊勢市教育等の振興に関する施策の大綱の公表について	12
教育委員会公告	
○ パブリックコメントの結果公表について	13
○ パブリックコメントの結果公表について	14

伊勢市指定給水装置工事事業者規程の一部を改正する規程を次のよ

うに定める。

平成29年 2 月17日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市上下水道事業管理規程第2号

伊勢市指定給水装置工事事業者規程の一部を改正する規程

伊勢市指定給水装置工事事業者規程（平成17年伊勢市上下水道事業管理規程第17号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項第1号中「次条第1項第3号アからオまで」を「次条第3号アからカまで」に改め、同項第2号を次のように改める。

(2) 法人にあつては定款及び登記事項証明書、個人にあつては住民票の写し

第5条第3号オ中「アからエまで」を「アからオまで」に改め、同号中オをカとし、エの次に次のように加える。

オ 伊勢市暴力団排除条例（平成23年伊勢市条例第1号）第2条第1号に規定する暴力団若しくは同条第2号に規定する暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者

第7条第2項第1号中「又は寄附行為」を削り、「登記簿の謄本」を「登記事項証明書」に改め、同項第2号中「第5条第3号アからオまで」を「第5条第3号アからカまで」に、「登記簿の謄本」を「登記事項証明書」に改める。

附 則

この規程は、公表の日から施行する。

伊勢市告示第 14 号

伊勢市議会定例会を次のとおり招集します。

平成 29 年 2 月 20 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 招集の日時 平成 29 年 2 月 27 日（月） 午前 10 時
- 2 招集の場所 伊勢市議会議場

伊勢市告示第 15 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 51 条の 25 第 4 項の規定により、指定特定相談支援事業者から当該指定特定相談支援の事業の廃止の届出があったので、同法第 51 条の 30 第 2 項第 2 号の規定により、次のとおり告示します。

平成 29 年 2 月 22 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

- 1 事業者の名称及び主たる事務所の所在地
名称 社会福祉法人 伊勢ふるさと会
所在地 伊勢市大世古 3 丁目 1 番 97 号
- 2 事業所の名称及び所在地
名称 計画相談支援事業所 ひかり
所在地 伊勢市大世古 3 丁目 1 番 89 号
ルミエール大世古 A 棟 102 号
- 3 廃止の年月日 平成 29 年 3 月 31 日
- 4 指定計画相談支援又は指定障害児相談支援の種類
計画相談支援
- 5 事業の主たる対象者
特定なし
- 6 事業所番号
特定相談支援 2430800710

伊勢市教育委員会告示第4号

伊勢市教育委員会会議を次のとおり招集します。

平成29年2月17日

伊勢市教育委員会

教育長 北 村 陽

記

- 1 日 時 平成29年2月24日（金）午後7時00分
- 2 場 所 伊勢市教育委員会（小俣総合支所）2階 第1・2会議室
- 3 会議に付する事件
 - 議案第2号 平成29年度教育関係予算について
 - 議案第3号 平成28年度教育関係補正予算（第4号）について
 - 議案第4号 伊勢市学校設置条例の一部改正について
 - 議案第5号 伊勢市立学校施設の開放に関する条例の一部改正について
 - 議案第6号 伊勢市体育施設条例の一部改正について
 - 議案第7号 伊勢市附属機関条例の制定について
 - 議案第8号 附属機関等の見直しに伴う関係条例の整備等について
 - 議案第9号 伊勢市青少年相談センター条例の制定について
 - 議案第10号 教育財産の取得について
 - 議案第11号 公の施設の位置の整理に伴う関係条例の整理について

伊勢市選挙管理委員会告示第 13 号

平成 29 年 2 月 16 日執行の宮川右岸御蔭土地改良区総代選挙において、土地改良法施行令第 21 条第 1 項の規定による当選人の報告を受け、同令第 22 条第 2 項の規定により当選証書を付与したので、同令第 21 条第 2 項の規定並びに同令第 22 条第 2 項の規定により、下記のとおりその者の住所及び氏名を告示します。

平成 29 年 2 月 17 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 西宮 晴一

記

1 宮川右岸御蔭土地改良区総代選挙当選人

別紙「当選者一覧表」のとおり

宮川右岸御藪土地改良区総代選挙当選人一覧表

(定数30人 当選人30人)

住 所	氏 名	住 所	氏 名
伊勢市御藪町高向2490番地2	吉崎 和生	伊勢市御藪町長屋949番地1	小西 信幸
伊勢市御藪町高向2574番地	森北 利七男	伊勢市御藪町王中島658番地	沖林 正次
伊勢市御藪町高向2396番地	北村 文一郎	伊勢市御藪町王中島683番地	山口 亨
伊勢市御藪町高向2515番地	北村 幸重	伊勢市御藪町王中島652番地1	世古口 清治
伊勢市御藪町高向2557番地	北川 源吉	伊勢市御藪町王中島595番地	世古口 明人
伊勢市御藪町高向2460番地	内田 幸重	伊勢市御藪町新開369番地	中西 武男
伊勢市御藪町高向2420番地	辻村 隆幸	伊勢市御藪町新開357番地	中谷 道夫
伊勢市御藪町高向2427番地	内田 実成	伊勢市御藪町上條578番地	西尾 敏
伊勢市常磐町92番地8	渡邊 正道	伊勢市御藪町上條158番地	奥野 憲生
伊勢市御藪町長屋1379番地	前村 吉生	伊勢市御藪町上條546番地2	堀畑 元保
伊勢市御藪町長屋1336番地	大西 孝明	伊勢市御藪町上條527番地	奥野 茂
伊勢市御藪町長屋1350番地	前村 正郎	伊勢市御藪町小林364番地	安田 政己
伊勢市御藪町長屋1308番地	中東 松衛	伊勢市御藪町小林319番地	藤村 庄司
伊勢市御藪町長屋944番地	山崎 稔	伊勢市御藪町小林223番地	古森 武司
伊勢市御藪町長屋1613番地	中西 正則	伊勢市御藪町小林368番地	高橋 和也

伊勢市公告第 19 号

伊勢市政策意見提出制度（パブリック・コメント制度）実施要綱（平成 17 年 11 月 1 日施行）第 8 条第 1 項の規定により、次のとおり伊勢市交通バリアフリー基本構想（案）に関するパブリック・コメントの結果を公表します。

平成 29 年 2 月 16 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 案の題名
伊勢市交通バリアフリー基本構想（案）
- 2 案の公告日
平成 28 年 11 月 29 日
- 3 提出された意見の概要
なし
- 4 提出された意見に対する市の考え方
なし
- 5 案の修正内容
なし

伊勢市公告第20号

伊勢市交通バリアフリー基本構想を策定しましたので、次のとおり当該構想を公表します。

平成29年 2月21日

伊勢市長 鈴木 健 一

「次」は省略し、その関係書類を伊勢市都市整備部都市計画課に備え置いて縦覧に供します。

伊勢市公告第 21 号

伊勢市政策意見提出制度（パブリック・コメント制度）実施要綱（平成 17 年 11 月 1 日施行）第 8 条第 1 項の規定により、次のとおり伊勢市教育等の振興に関する施策の大綱（案）に関するパブリック・コメントの結果を公表します。

平成 29 年 2 月 23 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 案の題名
伊勢市教育等の振興に関する施策の大綱（案）
- 2 案の公告日
平成 28 年 11 月 24 日
- 3 提出された意見の概要
別紙のとおり
- 4 提出された意見に対する市の考え方
別紙のとおり
- 5 案の修正内容
別紙のとおり

「別紙」は省略し、その関係書類を伊勢市情報戦略局企画調整課に備え置いて縦覧に供します。

伊勢市公告第 22 号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31 年法律第 162 号)第 1 条の 3 第 1 項の規定により、次のように伊勢市教育等の振興に関する施策の大綱を定めましたので、同条第 3 項の規定により公表します。

平成 29 年 2 月 28 日

伊勢市長 鈴木 健 一

「次」は省略し、その関係書類を伊勢市情報戦略局企画調整課に備え置いて縦覧に供します。

伊勢市教育委員会公告第3号

伊勢市政策意見提出制度（パブリック・コメント制度）実施要綱（平成17年11月1日施行）第8条第1項の規定により、次のとおり第2期伊勢市教育振興基本計画（案）に関するパブリックコメントの結果を公表します。

平成29年2月23日

伊勢市教育委員会

教育長 北 村 陽

- 1 案の題名
第2期伊勢市教育振興基本計画（案）
- 2 案の公告日
平成28年11月24日
- 3 提出された意見の概要
別紙のとおり
- 4 提出された意見に対する市の考え方
別紙のとおり
- 5 案の修正内容
別紙のとおり

「別紙」は省略し、その関係書類を伊勢市教育委員会事務局教育総務課に備え置いて縦覧に供します。

伊勢市教育委員会公告第4号

伊勢市政策意見提出制度（パブリック・コメント制度）実施要綱（平成17年11月1日施行）第8条第1項の規定により、次のとおり第2期伊勢市スポーツ推進計画（案）に関するパブリックコメントの結果を公表します。

平成29年2月23日

伊勢市教育委員会

教育長 北 村 陽

- 1 案の題名
第2期伊勢市スポーツ推進計画（案）
- 2 案の公告日
平成28年11月24日
- 3 提出された意見の概要
別紙のとおり
- 4 提出された意見に対する市の考え方
別紙のとおり
- 5 案の修正内容
別紙のとおり

「別紙」は省略し、その関係書類を伊勢市教育委員会事務局スポーツ課に備え置いて縦覧に供します。